

答 申 第 6 2 号  
平成 29 年 2 月 22 日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について  
(答申)

平成 28 年 7 月 28 日付け諮問第 3 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

#### 記

- 1 1991 年から 1992 年度における兵庫県内の公立学校に勤務している常勤講師の方々に対する退職者の失業手当に関する説明とその記録
- 2 2001 年から 2002 年度における兵庫県内の公立学校に勤務している常勤講師の方々に対する退職者の失業手当に関する説明とその記録

(別紙)

答 申

## 第 1 審議会の結論

本件事案において、兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は、妥当である。

## 第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

### 1 公文書の公開請求

平成 28 年 3 月 24 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

### 2 実施機関の決定

平成 28 年 4 月 7 日、実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書を保有していないとの理由で非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

平成 28 年 4 月 12 日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、平成 3 年度及び平成 4 年度又は平成 13 年度及び平成 14 年度に兵庫県内の公立学校に勤務していた常勤講師に対する失業者の退職手当に関する説明に用いた文書及び当該説明を記録した文書（以下「本件対象公文書」という。）である。

## 5 諮問

平成 28 年 7 月 28 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、審査請求に対する裁決について諮問した。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書において述べている審査請求の趣旨及び理由は、次のとおり要約される。

- 1 失業者の退職手当の説明に関して、本人の受給の意思に基づく申請により支給されると実施機関は説明しているが、ほとんどの講師がこの制度を知らなかったという事実が判明しており、申請することは物理的に不可能である。このような制度が存在することを事前に説明したうえで、該当者が申請するための努力を怠ったのならともかく、救済制度や時効があることさえ知らされていない。
- 2 失業者の退職手当の支給のように膨大な金銭が絡むような案件については、必ず、その請求申請に関する記録（どのような人物から、いつ、どのような問合せがあったのか、やり取りに関わった人物名）を公文書として残し、将来的に照会があった際に、きちんと説明する責任がある。
- 3 審査請求人が勤務していた兵庫県立高等学校での任期満了前に、審査請求人に対して、任用先の学校から失業者の退職手当に関する事前説明がなかったことは、実施機関の手落ちであり、沈痛かつ遺憾の意に他ならない。本件処分を取り消して、真相を明らかにし、未払金の支払を検討してほしい。

### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件対象公文書の不存在の理由は、以下のとおり要約される。

#### 1 失業者の退職手当

##### (1) 制度の概要

失業者の退職手当は、教職員（勤続期間 12 月以上の常勤者）が退職時に支給を受けた退職手当等が、雇用保険の失業給付相当額

に満たず、かつ、退職後、一定の期間失業状態が続いている場合に、退職手当等と雇用保険の失業給付相当額との差額分を支給する公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和 37 年条例第 51 号。以下「退職手当条例」という。）第 11 条に基づく制度である。

## (2) 手続

ア 退職手当を受給する旨を所属長に口頭で申請し、併せてハローワークで求職の申込手続を行う。

イ ハローワークで失業状態の証明を受ける。

ウ 退職票等の必要書類を、所属長を通じて教育委員会へ提出する。

エ 実施機関は、提出された書類に基づき、手当を支給する。

## 2 非公開決定の理由

教職員に係る失業者の退職手当制度は、退職手当条例に規定されており、当該手当は、支給要件を満たす退職者からの受給の意思に基づく申請により支給されるものであり、退職前及び退職後の教職員に対して受給の意思を照会することはしていないため、その記録を作成することはない。

また、失業者の退職手当に関する問合せに対しては、退職手当条例の規定に基づく制度の説明は行うが、その記録を作成することはない。

仮に、本件対象公文書を作成していたとしても、財務規則（昭和 39 年規則第 31 号）の規定により、退職手当に関する帳簿及び証拠書類の保存年限は、法令による消滅時効の期間（5 年）に相当する期間とされており、保存期間が満了していることから保有していないため、存在しない。

以上のとおり、本件処分は適法であり、本件審査請求には理由がない。

## 第 5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された資料等を精査した結果、次のように判断する。

なお、審査請求人が求める退職手当未払金の支払については、実施機関の公開決定等に対して答申を行う当審議会が調査審議すべき事項ではない。

#### 1 本件対象公文書不存在について

教職員に係る失業者の退職手当は、支給要件を満たす退職者からの受給の意思に基づく申請により支給されるものであり、退職前及び退職後の教職員に対して受給の意思を照会することはないことから、その記録を作成することはないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

また、仮に、本件対象公文書が作成されていたとしても、本件対象公文書に係る事務の基礎となる帳簿及び証拠書類について、県の定める保存期間が満了していることから、本件対象公文書についても既に廃棄されているものと考えられ、現に保有していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、実施機関が本件対象公文書について、条例第 10 条第 2 項の「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するとして非公開決定を行ったことは妥当である。

#### 2 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 28 年 7 月 28 日	・ 諮問書及び弁明書の受領
平成 28 年 8 月 15 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 28 年 12 月 7 日 第 1 部会 (第 43 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 2 月 17 日 第 1 部会 (第 44 回)	・ 審議
平成 29 年 2 月 22 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之

委 員 内 橋 一 郎

委 員 島 田 隆 弥

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿